# 利用者のために

# I 2013年漁業センサスの概要

# 1 調査の目的

2013年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

# 2 根拠法規

2013年漁業センサスは、統計法(平成19年法律第53号)第9条第1項、漁業センサス規則(昭和38年農林省令第39号)及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号(漁業センサス規則第6条第4項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件)に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

# 3 調査体系

| 調査の種類   |               | 調査の系統                              | 調査の方法        |
|---------|---------------|------------------------------------|--------------|
| 海面漁業調査  | 漁業経営体調査       | 農林水産省<br>  都道府県<br>  市区町村<br>  調査員 | 自計報告調査       |
|         | 漁業管理組織調査      |                                    | (面接調査も可能)    |
|         | 海面漁業地域調査      | 農林水産省                              |              |
| 内水面漁業調査 | 内水面漁業経営体調査    | ・<br>地 域<br>・<br>センター等             |              |
|         | 内水面漁業地域調査     |                                    |              |
| 流通加工調査  | 魚市場調査         |                                    | 自計報告調査<br>又は |
|         | 冷凍・冷蔵、水産加工場調査 |                                    | オンライン調査      |

#### 4 調査の対象

## (1) 海面漁業調査

## ア 漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村(以下「沿海市区町村」という。)の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。

なお、福島県については試験操業を含む。

#### イ 漁業管理組織調査

沿海市区町村の区域内にある、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりで、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織で文書による取り決めがあり、漁業協同組合(以下「漁協」という。)及び漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)に関係する漁業管理組織。

なお、福島県の管理組織には、組織の実態はあるが東京電力福島第一原子力発電所 事故の影響により、操業を自粛している4市町12組織(相馬市7、南相馬市1、浪江 町2、新地町2組織)は含まない。

#### ウ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)(以下「水協法」という。)第2条に規定する漁業協同組合。)。

#### (2) 内水面漁業調査

#### ア 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体。

# イ 内水面漁業地域調査

水協法第18条第2項の内水面組合。

#### (3) 流通加工調査

#### ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、 陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場。

# イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機10馬力 (7.5kW) 以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物 (のり冷凍網を除く。) を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所 (冷凍・冷蔵工場) 又は販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所 (水産加工場)。

# 5 調査事項

# (1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

- (ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (4) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況
- イ 漁業管理組織調査

漁業管理組織の概要、漁業管理の内容

ウ 海面漁業地域調査 生産条件、活性化のための取組

## (2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

- (ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況
- イ 内水面漁業地域調査
  - (ア) 組合員数
  - (イ) 生産条件、地域の活性化のための取組

#### (3) 流通加工調査

ア 魚市場調査 魚市場の施設及び取扱高等

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場 事業内容、従業者数等

#### 6 調査期日

平成25年11月1日現在(流通加工調査は平成26年1月1日現在)で実施した。

# 7 調査方法

(1) 海面漁業調査及び内水面漁業調査

統計調査員が、調査対象経営体に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査(被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法)の方法により行った。

ただし、調査対象経営体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象者に対する面接調査の方法をとった。

#### (2) 流通加工調査

統計調査員が、調査対象経営体に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査(被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法)の方法により行った。

なお、調査票の回収はオンラインによる方法も可能とした。

#### 8 集計方法

単純積み上げにより算出した。

# 9 目標精度

本調査は、全数調査のため、目標精度は設定していない。

#### Ⅱ 利用上の注意

# 1 報告書の構成

本報告書は、これまでに刊行した2013年漁業センサスに関する報告書に掲載した統計表のうち、主要なものについて抜粋し取りまとめたものである。

# 2 用語等の解説

(1) 漁業経営体調査

海 面 漁 業

海面(浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。) において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った 世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個 人経営体は除く。

過去1年間

平成24年11月1日~平成25年10月31日の期間。

経 営 組 織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個 人 経 営 体

個人で漁業を営んだものをいう。

団 体 経 営 体

個人経営体以外の漁業経営体をいう。

会 社

会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。

なお、特例有限会社は株式会社に含む。

漁業協同組合

水協法に基づき設立された漁協及び漁連をいう。

なお、内水面組合(水協法第18条第2項に規定する内水面組合をい う。)は除く。

漁業生産組合

水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

共 同 経 営

二人以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生産 手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は 現物を出資しているものをいう。

これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。

その他

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

ア 過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類) により決定した経営体階層。

大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。

イ 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数(動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買い付け用の鮮魚 運搬船等のトン数は含まない。)により決定した経営体階層。

上記ア以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。

漁 業 層沿岸漁業層

漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。

中小漁業層

動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。

大規模漁業層

動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

漁業種類

漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。

営んだ漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。

主とする漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。

漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船の ほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。

ただし、漁船登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊 漁のみに用いる船、買い付け用の鮮魚運搬船等)は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在に保有しているものに限定している(重複計上を回避するため。)。

無動力漁船

推進機関を付けない漁船をいう。

船外機付漁船

無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合は、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。

動力漁船

推進機関を船体に固定した漁船をいう。

なお、船内外気機船(船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット (プロペラ等)を設置した漁船)については動力漁船とした。

# 海 上 作 業

- ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上 における全ての作業をいう(運搬船など、漁労に関して必要な船の全 ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コ ック等の乗組員も海上作業従事者となる。)。
- イ 定置網漁業では、網の張り立て(網を設置することをいう。)、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見(定置網に魚が入るのを見張ること。)をいう。
- ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
- エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻 (海岸に打ち寄せた海藻を 拾うことも含める。)等をする作業をいう (潜水も含む。)。
- オ養殖業では、次の作業をいう。
  - (ア) 海上養殖施設での養殖
    - a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
    - b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し
    - c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の 取り上げ等の海上において行う全ての作業
  - (イ) 陸上養殖施設での養殖
    - a 採苗、飼育に関わる養殖施設 (飼育池、養成池、水槽等) での すべての作業
    - b 養殖施設 (飼育池、養成池、水槽等) の掃除
    - c 池及び水槽の見回り
    - d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。)
    - e 収獲物の取り上げ作業

# 漁業の陸上作業

漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には 以下のものをいう。

- ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備(停泊中の漁船上で行った場合も含む。)
- イ 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業
- ウ 出漁・入港(帰港)時の漁船の引き下ろし、引き上げ
- エ 悪天候時の出漁待機
- オ 餌の仕入れ及び調餌作業
- カ 真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、 のり、わかめの干し作業
- キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業

ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業 ただし、同一構内(屋敷内)に工場、作業所とみられるものを有 しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の 陸上作業とはしない。

ケ 自家漁業の管理運営業務(指揮監督、技術講習、経理・計算、帳 簿管理)

陸上作業最盛期の 陸上作業従事者 過去1年間に漁業の陸上作業が最も盛んな時期に、陸上作業のために 雇った人(個人経営体の世帯員においては過去1年間に陸上作業に従事 した人)をいう。

なお、陸上作業のために雇った人が、外国人の場合や、陸上作業に加 え海上作業に従事した場合も含む。

出 荷 先

過去1年間に漁獲物・収獲物を、漁業経営体が直接出荷した相手先を いう。

漁業協同組合の 漁協が開記 市場又は荷さば 場合をいう。 き所

漁協が開設している卸売市場又は、漁協の荷さばき所へ出荷している 場合をいう。

漁業協同組合以 外の卸売市場 漁協以外が開設している卸売市場(中央卸売市場を含む。)へ出荷している場合をいう。

流通業者・加工 業者 卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。

小 売 業 者

スーパー(量販店を含む。)や鮮魚商等へ出荷している場合をいう。

生 協

生協へ出荷している場合をいう。

直 売 所

直売所、道の駅等で場所を借りて販売している場合をいう。

自家販売

自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで販売している場合 をいう。

その他

上記以外の場合をいう。

個人経営体の 専兼業分類 専

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業からのみであった場合をいう。

第 1 種 兼 業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

第 2 種 兼 業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日 数が最も多い人をいう。

## 世代構成別

一世代個人経営

漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。

二世代個人経営

一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいず れかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。

三世代等個人経営

一世代個人経営及び二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をい う。

自家漁業の後継者

過去1年間に漁業に従事した人のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の人をいう。

漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した人をいう。

自家漁業のみ

漁業就業者のうち、自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない人をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)。

漁業雇われ

漁業就業者のうち、「自家漁業のみ」以外の人をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)。

漁業雇われのみ

「漁業雇われ」のうち、自家漁業に従事していない人をいう。

新規就業者

過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に 従事した人で、①新たに漁業を始めた人、②他の仕事が主であったが漁 業が主となった人、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が 主となった人のいずれかに該当する人をいう。

なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した人については、前述のう ち海上作業に30日以上従事した人を新規就業者とした。

# 世帯員(個人経営体出身)

個人経営体出身で生活の拠点がその家にある人で、①住居と生計を共にしている人(血縁又は姻戚関係にない人も含む。)、②漁船に乗り込んでいる人、出稼ぎ、遊学、療養等で家を離れている人のうち、不在期間が1年未満の人(漁船含め船舶の乗組員については、航海日数の長期化により不在期間が1年以上にわたる場合であっても、特例として世帯員に含める。)、③家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した人又は1年以上経過する見込みの人をいう。

なお、同居人、下宿人等のように生計を別にしている人は含めない。

#### 漁業従事世帯員

満15歳以上で漁業従事日数にかかわらず過去1年間に漁業に従事した人(雇われて漁業の仕事のみに従事した人を含む。)をいう。

#### (2) 漁業管理組織調査

漁業管理組織

以下の事項を全て満たしている組織をいう。

- ア 漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体が集まっている 組織
- イ 自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織
- ウ 漁業管理について、文書による取決めのある組織
- エ 漁協又は漁連が関与している組織

# 運 営 主 体 漁業協同組合の 単一組織

漁業管理組織を運営する組織の形態別分類をいう。

漁協が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。 なお、漁協の支所は「漁協の単一組織」とするが、漁業生産組合は対 象外とする。

# 漁業協同組合の 連合組織

複数の漁協が連合して、漁業管理に関する取決めを行い、これを実践 しているもの又は漁連が主体となって、自主的に漁業管理を実践してい るものをいう。

# 漁業協同組合の 下部組織

漁協が組織内に設置した漁業種類別部会、青年部等の下部組織が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。

# 漁業協同組合の 任意組織

漁協内において、漁協の組合員が独自に組織した漁業種類別部会等の任意組織が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。

#### 漁業管理内容

過去5年間の通常の時期に行った漁業資源の管理や漁場の保全・管理

及び漁獲管理の規制の内容をいい、試験的に行ったものや、持続性のないものは除く。

資源量の把握

漁場内の資源量を把握するために、魚介類等の生育状況等を実際に調査している場合、過年次の漁業操業における漁獲量、出漁日数、漁船漁具の規模等のデータを用いて資源量の解析を行っているものをいう。

なお、数値的根拠がないものは含まない。

漁獲(収獲)枠 の設定 適正な漁獲量を算出し、魚種別又は漁業種類別に総漁獲量を取り決めているものをいう。

また、海面養殖にあっては、漁場環境の変化等を防ぐ観点から養殖施設の総設置数を取り決めているものも含む。

漁業資源の増殖

資源を維持・増大するために、種苗の中間育成、種苗放流等を行っているものをいう。

漁場の保全

油濁・赤潮の防止対策、公害対策、漁場汚染の防止対策等、漁場環境 を漁業資源の生育に適する状態に保つための措置等を講じたもの及び漁 場環境の調査を行ったものをいう。

藻場・干潟の維 持管理 藻場(アマモ、ガラモ等の海藻が繁茂し、陸上の森林の様相を呈する ものをいう。)や干潟(日常干潮帯に露出する砂泥平泥をいう。)を維 持管理するために行った活動をいう。

漁場利用の取決め

禁漁区の設定、操業区域の制限、漁場利用の輪番制、輪採制、海面養殖における養殖規模の制限(組織が個々の経営体を制限しているもの)等漁場利用に関して組織内で取決めを行ったものをいう。

漁場の監視

漁場における操業秩序の維持又は密漁防止のため、漁場の監視を行ったものをいう。

植樹活動、魚つき林の造成

沿岸漁場のための、植樹活動(森林がもたらす栄養分に富んだ水の安定供給、保水機能、良質の土砂の供給等により魚介類を保育する目的で山に木を植え、その保育作業をすることをいう。また、保育作業とは、植栽を終了してから伐採までの間に、樹木の生育を助け健全な森林を造成するために行う下刈り、つる切り、除伐及び間伐等を行うことをいう。)や魚つき林(水面に対する森林の陰影、投影、魚類等に対する養分の供給、水質の汚濁防止などの作用により魚類の棲息と繁殖を助ける目的で設けた海岸林を造成することをいう。)の造成活動をいう。

漁期の規制

操業期間を定めて、採捕を規制しているものをいう。

漁法の規制

特定の漁法の禁止等を定めているものをいう。

漁具の規制

漁網の目合規制、特定の漁具の使用禁止等を定めているものをいう。

出漁日数の規制

年間又は漁期間の出漁日数、禁漁日等を定めているものをいう。

操業時間の規制

1日当たりの操業時間、操業開始時刻等を定めているものをいう。

漁獲(収獲)サイズの規制

採捕又は出荷できる魚介類の大きさ(体長、重量等)を定めているも のをいう。

漁獲量(収穫量) の規制 年間又は漁期間若しくは1日当たりの1経営体又は1漁労体(海面漁業を営むための作業の単位をいう。)当たり漁獲量を定めているものをいい、海面養殖にあっては、1経営体当たりの収獲量を定めているものをいう。

漁業管理組織に参加している経営体数

過去1年間に漁業を営んだ個人経営体及び事業所をいう。

なお、別途調査している漁業経営体調査においては海上作業従事日数が30日未満の場合は個人経営体として調査を行わないが、この調査における漁業経営体数には含める。

管理対象漁業種類

漁業管理組織が対象とする漁業種類を以下の10種類に区分したものをいう。

小型底びき網、その他の底びき網、船びき網、刺網、定置網、はえ縄、 釣、採貝・採藻、その他の漁業、海面養殖業

管理対象魚種

過去5年間(平成20年1月1日から平成24年12月31日) 自主的な管理 を行った管理対象魚種をいう。

#### (3) 海面漁業地域調査

漁業権放棄

漁協の管轄区域内における、過去5年間(平成20年1月1日から平成24年12月31日まで。)の漁業権(共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権)の放棄をいう。

漁業権放棄の原因 埋 立 て 港湾・漁港の

建設

地先海面の埋立てのため、漁業権を放棄したものをいう。

港湾・漁港の建設又は増設のための埋立てによって漁業権を放棄した ものをいう。 道路建設

道路建設のための埋立てによって漁業権を放棄したものをいう。

宅地造成

宅地造成のための埋立てによって漁業権を放棄したものをいう。

工業用地造成

工業用地造成のための埋立てによって漁業権を放棄したものをいう。

その他

上記以外の埋立てによって漁業権を放棄したものをいう。

その他

埋立て以外の原因によって漁業権を放棄したものをいう。

遊漁関係団体

釣船業協同組合、釣船センター組合、遊漁船組合や釣振興会等の遊漁 の関係者により組織される団体をいう。

漁業体験

地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。

魚食普及活動

水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、 魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等 のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。

水產物直壳所

食品衛生法に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設(冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設)を有し、その販売活動に専従の常時従事者を使用している事業所をいう。

年間利用者数

過去1年間に水産物直売所に来場した人数をいう。

#### (4) 内水面漁業経営体調査

内水面漁業

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼(以下「調査対象湖沼」という。)において水産動植物の採捕の事業又は内水面(浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く。以下同じ。)において営む養殖業をいう。

過去1年間

漁業経営体調査の「過去1年間」に同じ。

内水面漁業経営 体

湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。

湖沼漁業経営体

過去1年間に調査対象湖沼において水産動植物の採捕の事業または 養殖の事業を、利潤または生活の資を得るために、生産物を販売する ことを目的として営んだ世帯又は事業所をいう。

養殖業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ(餌)又は施肥を行い、養殖用又は放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。

経 営 組 織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人経営体

個人で漁業を自営する経営体をいう。

団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。

会 社

会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。

なお、特例限会社は株式会社として会社に含む。

漁業協同組合

水協法に基づき設立された漁協及び漁連をいう。

漁業生産組合

水協法第2条に基づき設立された漁業生産組合をいう。

共同経営

二人以上(法人を含む。)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、 漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資して いるものをいう。

これに該当する経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。

その他

上記以外のものをいう。

漁 業 種 類

湖沼漁業経営体が行った以下の漁業種類(11種類)をいう。

ア 網漁業 (5種類): 底びき網・船びき網、刺網、定置網、投網、 その他の網漁業

イ その他の漁業 (4種類): 釣・はえ縄、採貝・採藻、籠類、その 他の漁業

ウ 養殖業 (2種類): 魚類養殖、その他の養殖

主とする漁業種類

過去1年間に行った全ての漁業種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。

営んだ漁業種 類 過去1年間に行った全ての漁業種類をいう。

養 殖 種 類

内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類(16種類)をいう。

ア 食 用 (9種類): にじます、その他のます類、あゆ、こい、ふ

な、うなぎ、すっぽん、海水魚種、その他

イ 種苗用(4種類):ます類、あゆ、こい、その他

ウ 観賞用(2種類): 錦ごい、きんぎょ

工 真 珠(1種類):真珠

主とする養殖種類

過去1年間に行った全ての養殖種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。

営んだ養殖種 類 過去1年間に行った全ての養殖種類をいう。

経営体階層

「主とする漁業種類」、「過去1年間に使用した漁船の種類」、「使用した動力漁船の合計トン数」により分類した階層(10階層)をいう。

湖沼漁業の湖上 作業 湖沼漁業において湖上等で行う以下の作業をいう。

ア 漁船漁業では、漁船の航行、漁労等の作業

イ 定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁労、 その他湖上における全ての作業及び岡見(定置網に魚が入るのを 見張る作業)

ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他湖上に おける全ての漁労作業及び陸上の引き子の作業

エ 漁船を使用しない採貝・採藻

オ 養殖業では、養殖場への往復、いかだやいけす等の養殖施設の 張り立て及び取り外し、採苗、養殖場の見回り、収獲物の採取等 湖上における全ての作業(真珠養殖の施術作業、貝掃除作業、貝 のむき身作業のみに従事する場合を除く。)

湖沼漁業の湖上 作業従事者 満15歳以上で日数にかかわらず過去1年間に湖沼漁業の湖上作業に従事した人をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した人も含む。

養殖方法

池中養殖

養殖を目的として造られた人工の養殖池を使用して養殖を行うものをいう。

なお、ため池、水田等を使用した場合でも、それ本来の目的ではなく、 養殖を目的として使用した場合は池中養殖とした。

止 水 式

止水面で、水作り (プランクトンを適量発生させ、水の状況を良好に すること) によって養殖を行うものをいう。 なお、溶存酸素を適量に保つため、動水機、その他の酸素混入機による水の流動のあるもの及び水質悪化を防止するための地下水あるいは河川水を注入しているものを含めた。

流水式

常時新しい水の流入、使用水の一部排出を行うことにより、魚の成育環境を良好にして養殖を行うものをいう。

循 環 式

使用水を循環ろ過して有害物質を取り除き養殖に使用可能な水質にまで浄化のうえ、再利用しながら養殖を行うものをいう。

ため池養殖

かんがい用、貯水用等養殖以外の目的に使用されている水面を利用して養殖を行うものをいう。

網いけす養殖

湖沼、池、河川等の広い水面の一部に設置した網いけすで養殖するものをいう。

その他の養殖

上記以外のものをいう。

養殖作業

養殖業における、給餌(調餌を含む。)、選別、取揚げ、養殖池の管理、養殖施設の設置作業、その他の養殖経営に必要な作業(湖沼漁業における養殖業の作業も含む。)。

養殖業従事者

満15歳以上で日数にかかわらず過去1年間に養殖作業に従事した人をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した人も含む。

世 帯 員

個人経営体において、生活の根拠がその家にある者で、①住居と生計を共にしている人(血縁又は姻戚関係にない人も含む。)、②漁船に乗り組んでいる人、出稼ぎ者、遊学者、療養者等で平成25年11月1日時点で家を離れている人のうち不在期間が1年未満の人、③家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した人又は経過する見込みのある人をいう。

なお、同居人、下宿人等のように生計を別にしている人は含めない。

保 有 漁 船

過去1年間に使用した漁船のうち、平成25年11月1日時点で漁業 経営体が管理運営している漁船をいう(他から借りている漁船は含 め、他に貸している漁船は含まない。)。

無動力漁船

推進機関を付けない漁船をいう。

船外機付漁船

無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、

そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。

動力漁船

推進機関を船体に固定した漁船をいう。

なお、船内外機船(船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット(プロペラ等)を設置した漁船)については動力漁船とした。

個人経営体の専 兼業分類

専 業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業からのみで あった場合をいう。

第 1 種 兼 業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

第2種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

自家漁業の後継 者 過去1年間に漁業に従事した人のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の人をいう。

養 殖 池 数

養殖業に使用した養殖池(養成池、稚魚池、収獲時の補助池等であり、水質浄化用の沈殿池や濾過池等は含まない。)の数をいう。

なお、コンクリート等の固定物で仕切られた区画については、それぞれを池数として数える(漁網等の取り外しが可能な仕切りは含めない。)。

また、網いけす養殖の場合はいけすの数、真珠養殖の場合は区画漁業権の数を養殖池数とする。

養 殖 面 積

養殖池の面積をいう。

なお、網いけす養殖の場合はいけすで囲った水面の面積、真珠養殖 の場合は養殖施設の設置された区画の面積をいう。

漁獲物の販売金額

過去1年間に湖沼漁業の漁獲物を販売した合計金額(消費税を含む。) をいう。

なお、湖沼における養殖の収獲物を含む。

収獲物の販売金額

過去1年間に内水面養殖業の収獲物を販売した合計金額(消費税を含む。)をいう。

#### (5) 内水面漁業地域調査

内水面漁業地域

内水面において漁業権行使区域により区分されている水域及びこれ に接続する地域をいう。

遊漁承認証

内水面組合が遊漁規則を定め、遊漁者に対して発行する承認証をい う。

都市との交流活動の取組

過去1年間に内水面組合が実施した、漁村地域以外から訪れる人へ 漁業や水産物への理解を深めてもらうための体験活動などの取組。

漁業体験

地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。

魚食普及活動

水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、 魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等 のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。

# (6) 魚市場調査

魚 市 場

過去1年間に漁船による水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船による直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。

過去1年間

平成25年1月1日~平成25年12月31日の期間。

売 場 面 積

水揚げ又は搬入された漁獲物を卸売りするために使用できる売場の最大面積をいう。

水産物卸売業者

卸売市場において、出荷者から販売の委託を受け、又は買い受けて卸売りする事業のうち、水産物を取り扱うものをいう。

水産物買受人

水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者をいう。

水産物の品質・ 衛生管理機器

海水殺菌装置

海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。

砕氷・製氷機

魚市場内で使用する氷がけ等の氷を製造するための装置。

なお、出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含まない。

脱臭装置、排ガス処理装置

建物内の空気の清浄を目的とした装置。

水産加工機器

フィレマシーン、包装機などの水産物の一次加工、パック作業等を自動で行うための装置。

そ の 他

機器類を衛生的に洗浄するためのオゾン水製造器など上記以外で、水 産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器。

# (7) 冷凍·冷蔵、水産加工場調査

冷凍·冷蔵工場

陸上において主機10馬力 (7.5kW) 以上の冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物 (のり冷凍網を除く。) を冷凍し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。

水産加工場

販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。

過去1年間

魚市場調査の「過去1年間」に同じ。

事業所の形態個人

個人が事業所を営んでいる場合をいう。

会 社

会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。

漁協、漁連、 生産組合 水協法第2条に規定する漁協、漁連及び漁業生産組合をいう。

水産加工組合、 加工連 水協法第2条に規定する水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合 連合会をいう。

その他の組合

名称中に「組合」又は「組合連合会」の文字を用いているもので、上記『漁協、漁連、生産組合』及び『水産加工組合、加工連』以外のものをいう。

その他

上記のいずれにも該当しないものをいう。

従 業 者

以下のア〜エのいずれかに該当する人をいう。

- ア 個人事業主及び無給の家族従業者
- イ 常勤の役員
- ウ 雇用者(賃金・給与(現物支給を含む。)を支給されている人)
- エ 出向・派遣受入者

なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している人及び研修生は含めない。

外 国 人

国籍が日本以外の人で、事業者と雇用契約を結んで、業務に従事して いる外国人とする。

なお、技能実習の外国人は含むが、研修生は含まない。

常時従業者

従業者のア及びイに加え、ウ又はエのうち、次のオ〜キのいずれかに 該当する人をいう。

オ 期間を定めずに従事している人

カ 1か月を超える期間を定めて従事している人

キ 平成25年9月と10月にそれぞれ18日以上従事した人

なお、重役や理事などの役員で、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている場合は、「常時従業者」に含める。

その他

常時従業者以外の従業者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人等をいう。

なお、臨時雇用、日々雇用の場合でも、常時従業者のキに該当する場合は、常時従業者に含める。

冷蔵能力

常時10℃以下で保持しうる、通常の収容能力をいう。収容能力とは「壁その他の区画の中心線で測定した面積に有効高(床面より大梁下又はダクト下端のいずれか低い方)を乗じ、これに90%を乗じた算定方法により算出した容積」(倉庫業法施行規則(昭和31年10月25日運輸省令第59号)等運用方針(平成14年3月28日国総貸施第25号)をいう。

凍 結 能 力

通常の状態において生産し得る1日当たりの凍結能力をいう。

水産加工品

水産動植物を主原料(原料割合50%)として製造された食用加工品、 油脂、飼料、肥料をはじめ、生鮮水産物や食用加工品を凍結した冷凍水 産物のことをいう。

冷凍すり身を原料として加工品を製造している場合は、水産加工品に 含む。

また、加工度の低いゆでだこ、ゆでがに等、ゆでたまま販売するもの は含まない。ただし、ゆでた後に凍結し保存性を高めている場合は、冷 凍水産物として水産加工品に含める。

#### HACCP手法

食品製造における原材料から加工、出荷に至るまでの各段階で「安全性に害を与える要因を分析」し「危害発生の防止の上で重要な管理を行うべきポイント」を監視・記録することで、食品の安全性を確保する衛生管理手法のことをいう。

#### 3 表章記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「一」: 事実のないもの

「…」: 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」: 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表し

ないもの

「△」: 負数又は減少したもの

# 4 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象者数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x | 表示としている。

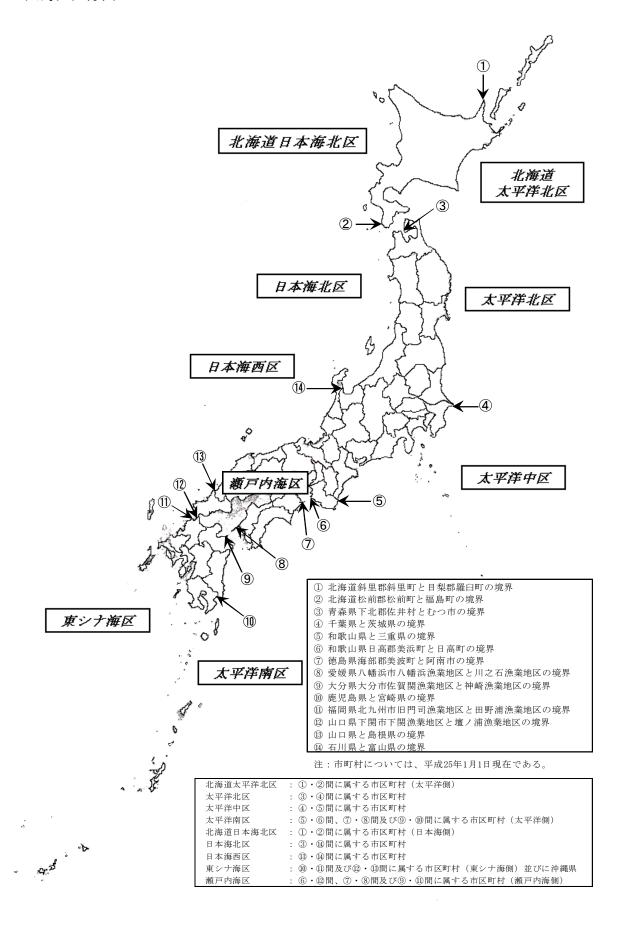
#### 5 ホームページ掲載案内

この統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類 の「水産業」で御覧いただけます。

[http://www.maff.go.jp/j/tokei]

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正 後の統計表等を掲載します。

#### 6 大海区区分図



#### Ⅲ 2013年漁業センサスの主な改正点

2013年漁業センサスの実施に当たっては、水産業の情勢の変化等を踏まえ、次の変更を行った。

# 1 海面漁業調査及び内水面漁業調査

個人経営体の世帯員に関する調査事項

2008年漁業センサスまでは、個人経営体の世帯員について名前等(経営主との続柄又はABC等の記号)を記入する方式としていたが、2013年漁業センサスからは経営主との続柄を続柄番号で把握することにより、世帯の状況をより正確に把握することとした。これに伴い世代構成別の統計表を作成し掲載した。

# 2 流通加工業調査

調査項目の見直し

冷凍・冷蔵、水産加工調査において、水産加工品の品目を2008年漁業センサスの21項目から68項目に細分化した。

# Ⅳ 報告書の刊行一覧

漁業センサスに関する報告書は、次のとおりである。

- 第1巻 海面漁業に関する統計(全国・大海区編)
- 第2巻 海面漁業に関する統計(都道府県編)
- 第3巻 海面漁業に関する統計(市区町村編)
- 第4巻 海面漁業に関する統計 (漁業地区編)
  - 第1分冊 北海道・東北・北陸
  - 第2分冊 関東・東海・近畿
  - 第3分冊 中国 · 四国
  - 第4分冊 九州・沖縄
- 第5巻 海面漁業の構造変化に関する統計
- 第6巻 海面漁業の団体経営体に関する統計
- 第7巻 内水面漁業に関する統計
- 第8巻 流通加工業に関する統計(全国、都道府県、市区町村編)
- 第9巻 流通加工業に関する統計(漁業地区編)
- 別冊1 2013年漁業センサス総括編
- 別冊 2 THE 2013 CENSUS OF FISHERIES (英文統計)

# Ⅴ お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班

電話:(代表)03-3502-8111 内線3660

(直通) 03-3502-8467

FAX: 0.3-5.5.1.1-7.2.8.2